

◆ 注意事項 ◆

事-15-006
平成 27 年 10 月

事業所のみなさまへお知らせ

厚生年金資格喪失日と同日で東京土建国民健康保険資格喪失 が出来るようになりました。

2015 年 9 月 1 日より、厚生年金被保険者資格喪失と東京土建国民健康保険資格喪失が同日（厚生年金加入対象外の方については現行通り変更ありません）で喪失（脱退）出来るようになります。下記にて変更点のご確認をお願いします。ご理解、ご協力をお願いします。

原則	これまで通り、退職日の翌日を含む月の翌月 1 日付の喪失
例外	本人が希望する場合に限り、厚生年金保険の資格喪失日と同日付で喪失可

1 原則制度（厚生年金未加入者の脱退手続きは現行制度のまま継続となります）

- 原則制度：従業員が退社日に属する月の翌月 1 日で、東京土建組合員・土建国保の資格喪失を行っていました。また、組合費・健康保険料につきましても退社に属する月までご請求をさせて頂いていました。

★例：Aさんが 9 月 16 日に会社を退社した場合……

- **国保資格**：退社後も 9 月 30 日までは、東京土建組合・国保資格を有し、資格喪失となる月末まで健康保険証が利用でき、翌月 1 日に健康保険証の返送をしてもらっていました。
- **組合費・健康保険料**：退社月に属する 9 月分までお支払いをして頂いていました。

2 例外制度（厚生年金加入してる方が対象となります）

- 例外制度：従業員の厚生年金資格喪失日に合わせて、土建国保のみの同日資格喪失が出来るようになりました。（ただし、組合員資格については現行制度通りの扱いとなります）

★例：Aさんが 9 月 16 日に会社を退社した場合……

- **国保資格**：厚生年金資格喪失日（退社日の翌日）に合わせて土建国保資格を喪失できるようになります。（現行制度同様に、厚生年金資格喪失後（退社後）も本人のご希望により、月末まで継続して土建国保利用が出来ます）
- **組合費・健康保険料**：退社月に属する 9 月分の健康保険料が発生しなくなります。しかし、組合資格のみ月末まで組合員資格が継続し、9 月分組合費は発生いたします。（現行制度同様に、厚生年金資格喪失後（退社後）もご希望により月末まで継続して土建国保利用を希望する場合は、健康保険料が発生いたします。）

★原則・例外制度比較表まとめ★

	東京土建国保資格		厚生年金保険資格		東京土建組合員	
	喪失日	納入	喪失日	納入	喪失日	納入
原則	10 月 1 日	9 月分迄	9 月 16 日	8 月分迄	10 月 1 日	9 月分迄
例外	9 月 16 日	8 月分迄	9 月 16 日	8 月分迄	10 月 1 日	9 月分迄

3 注意事項

- 退職手続依頼書送付時に、「例外処理（＝厚生年金保険と同日で東京土建国民健康保険資格を喪失させる）」を希望する旨を支部へ伝えていただく必要があります。
- 「例外処理」をするには、退職日より 14 日以内に、以下の①・②いずれかの添付書類と③の提出が必要です。（※14 日以内に書類が揃わない場合、例外手続は出来ません）
 - ①「厚生年金保険被保険者資格喪失届」の控え（年金事務所受付印あり）
 - ②「厚生年金保険資格喪失確認通知書」
 - ③（共通）「東京土建健康保険証（本人・家族分含む）」
- 添付書類は、退職日から 14 日以内に、通常の脱退書類と一緒に支部へ送付をお願いします。
- 例外処理ができるのは、あくまでも東京土建国保資格のみであり、**組合員資格の喪失については、従来通り翌月 1 日付となります（組合費のみが 1 ヶ月分生じます）**
- 例外処理に伴う国保料の返金は、翌月以降の納入明細上で、当該月の納入金額と相殺し、処理させていただきます。（**組合費は返金されません**）
- その他、上記の制度につきましての不明点・ご相談がありあしたら、下記までご連絡下さい。

以上

TOKYO DOKEN SHIBUYA-SHIBU

<http://t-d-shibuyashibu.jp/>

東京土建 渋谷支部

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷2-18-6

TEL:03-6304-2315 / FAX:03-5308-5930

土建 渋谷 検索

facebookページ もあります!



↑携帯はこちらから↑